

⑤～⑧ 講師派遣制度は、次のような内容です。・・・

* 支援対象：

- ⑤ 教会活動講師派遣 → 地方連合に対する補助
- ⑥ 教会教育講師派遣 → 連合、ブロック、複数教会に対する補助
- ⑦ 教会音楽講師派遣 → 地方連合に対する補助
- ⑧ 執事役員研修会講師派遣 → 地方連合、近隣の複数教会での合同開催

* 支援内容：

支援は基本的には講師の交通費に充てられます。ですから支援額は、少額の交通費（バス代等）を除いた主要区間のJR料金あるいは航空運賃となります。原則として連合の口座に振込。尚、連盟の講師派遣という制度上の目的から、講師選定につきましては、極力連盟関係者であることが望まれます。

- * 支援額 : ⑤～⑦は、年度内に各連合1回で、総額50,000円を上限とする。
⑧は、60,000円が上限

- * 申請書 : 連合会長及び連合役員会から「申請書定形フォーム」の送付を連盟宣教部へ申し出る。

- * 申請締切：予算の枠内で常時受け付けている。

* 決定までのプロセス：

- (1) 連合（ブロック・複数教会）で行う集会・研修会の日程、場所、講師等の決定。
- (2) 連合会長（⑥の場合は、担当責任者）のお名前ですべて事前に宣教部へ文書にて講師派遣願いを提出。その際、支援金の振込先もご連絡下さい。
- (3) ⑤、⑧は宣教部長、⑥は、教会教育室長、⑦は、教会音楽室長が担当となり、各予算の枠内で決定します。
- (4) 研修会等が終わりましたら、簡単な報告書を提出願います。